
(仮称)クローバープラン V(第5次とよた男女共同参画プラン)
(素案)

豊田市

目次

第1章 はじめに

1	策定の背景.....	1
(1)	国の動向	1
(2)	愛知県の動向	2
(3)	豊田市の動向	2
2	SDGs の推進	3
3	計画の位置付け.....	4
4	計画の期間.....	5

第2章 豊田市の男女共同参画の現状

1	豊田市の状況.....	6
(1)	人口の状況	6
(2)	出生の状況	8
(3)	就業の状況	9
2	意識調査等からみる豊田市の男女共同参画の現状.....	10
(1)	女性の社会進出について	10
(2)	男女共同参画意識について	15
(3)	人権や多様な性について	20
3	豊田市の男女共同参画における課題.....	22

第3章 計画の基本的な考え方と施策の展開

1	基本理念（目指す姿）	24
2	基本方針.....	24
3	取組方針.....	25
4	施策の体系.....	26
5	取組の方向性と主な取組.....	28

第4章 計画の推進体制

1	計画の推進体制.....	34
2	計画の推進体制図.....	35
3	指標の設定による進捗管理.....	36

第1章 はじめに

1 策定の背景

(1) 国の動向

令和 2 年 12 月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、令和 5 年に一部が変更されました。また、女性活躍推進や育児・介護休業に関する法律の改正が行われました。さらに、困難な問題を抱える女性への支援や、性の多様性に寛容な社会を実現するための取組が進められています。

■ 近年の法律等の状況

● 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正(令和3年6月)

男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等を行うため、政党等の取組の促進や、性的な言動等に起因する問題（セクハラ・マタハラ等）への対応を含む、国・地方公共団体の施策の強化が盛り込まれました。

● 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正(令和4年4月)

一般事業主行動計画の策定・公表義務の対象が、常時雇用する労働者が「301 人以上」から「101 人以上」の事業主に拡大されました。

● 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立(令和4年5月)

「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添い、切れ目のない包括的な支援を行うこととされています。

● 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正(令和5年5月)

令和 6 年から保護命令の対象が拡大し、精神的暴力が追加されました。さらに、電話やメールなどを禁止するなど保護命令制度が拡充されました。

● 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の成立(令和5年6月)

性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進することとしています。

● 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正(令和6年5月)

令和 4 年に育児休業制度の周知や取得要件が緩和され、出生時育児休業制度の創設により男性が子の出生後 8 週間以内に最大 4 週間の休業を取得できるようになりました。令和 5 年には常時雇用する従業員数が 1,000 人を超える会社に対し、育児休業の取得状況の公表が義務付けられ、令和 6 年には公表義務の対象が 300 人を超える会社に拡大されました。

(2) 愛知県の動向

愛知県においても、「あいち男女共同参画プラン 2025」を策定し、愛知県の主要産業であるモノづくり産業を始め、様々な分野での女性の活躍促進を図るため、「女性の活躍」を3つの重点目標の冒頭に柱立てし、これまで以上に積極的に推進しています。また、防災分野における男女共同参画の視点が、ますます重要となっていることから、「男女共同参画の視点からの防災の取組」を基本的施策として明確に位置付けています。

(3) 豊田市の動向

本市においては、平成12年3月に、男女共同参画の方向性を定める「とよた男女共同参画プラン(クローバープラン)」を初めて策定しました。その後、社会情勢の変化や豊田市と周辺6町村との合併、施策の推進状況等を踏まえ、平成18年に一部改訂、平成22年に第2次プラン、平成27年に第3次プラン、令和2年に第4次プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

このたび、第4次プランの計画期間(令和2年度から令和6年度まで)が満了することを受け、今後の本市における男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために、「クローバープランV(第5次とよた男女共同参画プラン)(以下、「本プラン」とする。))を策定することとなりました。

それぞれの家庭、職場、地域に応じて、性別に関わりなく誰もが個性と能力を発揮して自分らしく生きられる社会をつくるために、産業構造や人口構造、就労の状況や家庭の状況、市民の意識・実態等を踏まえ、本市の特徴に基づいた施策・事業を展開することで、男女共同参画社会の実現を目指します。

2 SDGs の推進

SDGs(持続可能な開発目標)は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。内閣府は平成 30 年度から SDGs 達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体「SDGs 未来都市」の選定を始め、本市は平成 30 年 6 月に県内で最も早く選定されました。

SDGs では、誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、17 のゴール(目標)とそれを達成するための 169 のターゲットが設定されています。この中のゴール 5「ジェンダー平等を実現しよう」では、女性に対する暴力や児童婚などの有害な慣行の撤廃、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画の確保等が示されています。わが国の「SDGs 実施指針」においても、ジェンダー平等の実現は、SDGs のすべてのゴールの達成に不可欠な視点であるとして、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し、施策に反映することが必要であるとされています。

本プランにおいては、SDGs の視点を取り入れながら、男女共同参画の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

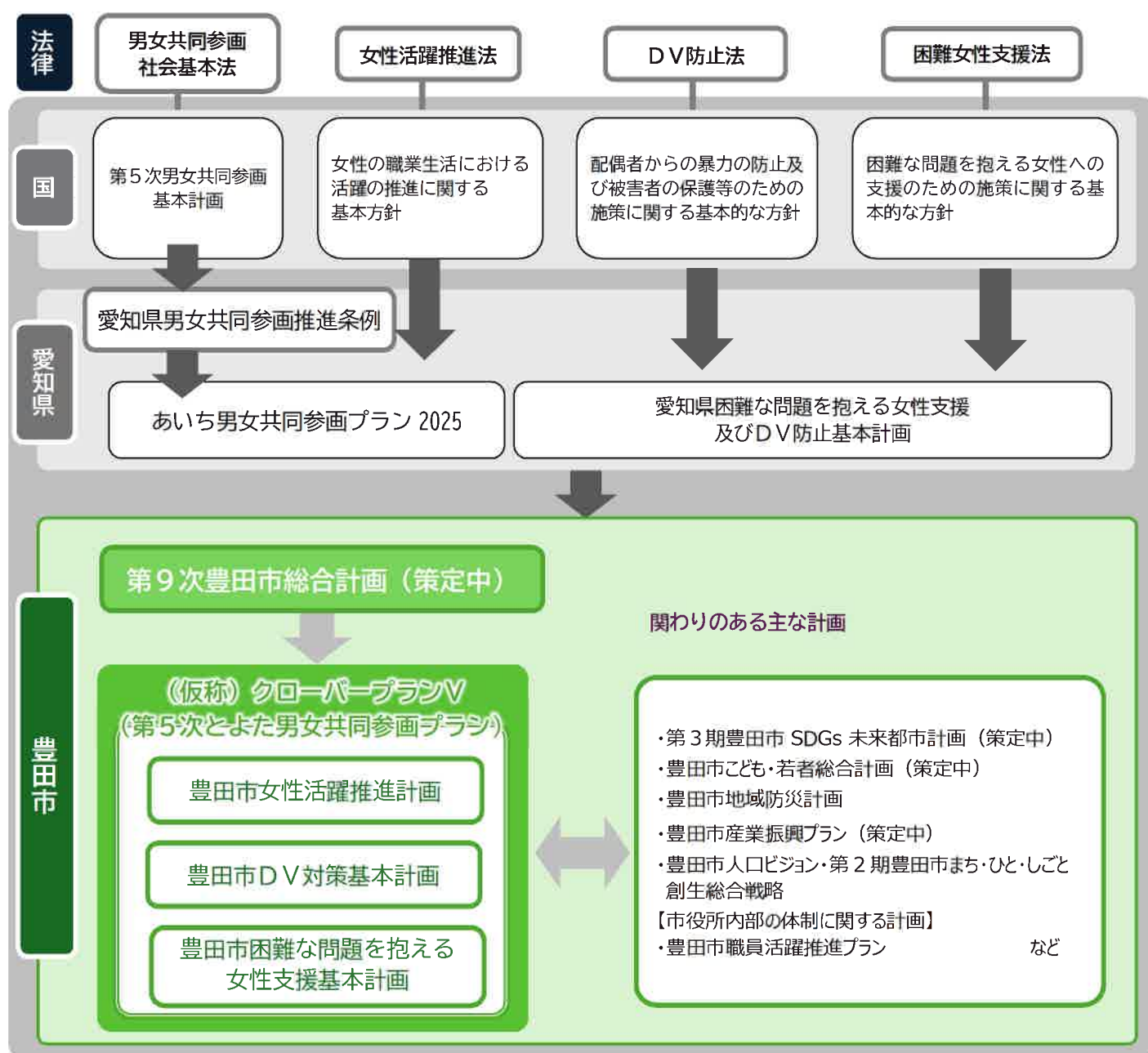
持続可能な開発目標 < 17 のゴール >



3 計画の位置付け

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置づけるとともに、計画の一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）第2条の第3項、並びに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援法）第8条第3項に基づく「市町村基本プラン」として位置づけ、「豊田市女性活躍推進計画」「豊田市 DV 対策基本計画」「豊田市困難な問題を抱える女性支援基本計画」の3つの計画を包含しています。

また、本プランは、本市の最上位計画である「第9次豊田市総合計画」（策定作業中）や、他の関連計画との整合性及び連携を図り策定しています。



4 計画の期間

本プランの期間は、令和7年度～令和11年度までの5年間とします。また、国内外の動向や社会情勢の変化、計画期間中における事業の進捗状況を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
豊田市	(仮称) クローバープランV (第5次とよた男女共同参画プラン)				
愛知県	あいち男女共同参画 プラン2025				
	愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画				
国	第5次 男女共同参画 基本計画				

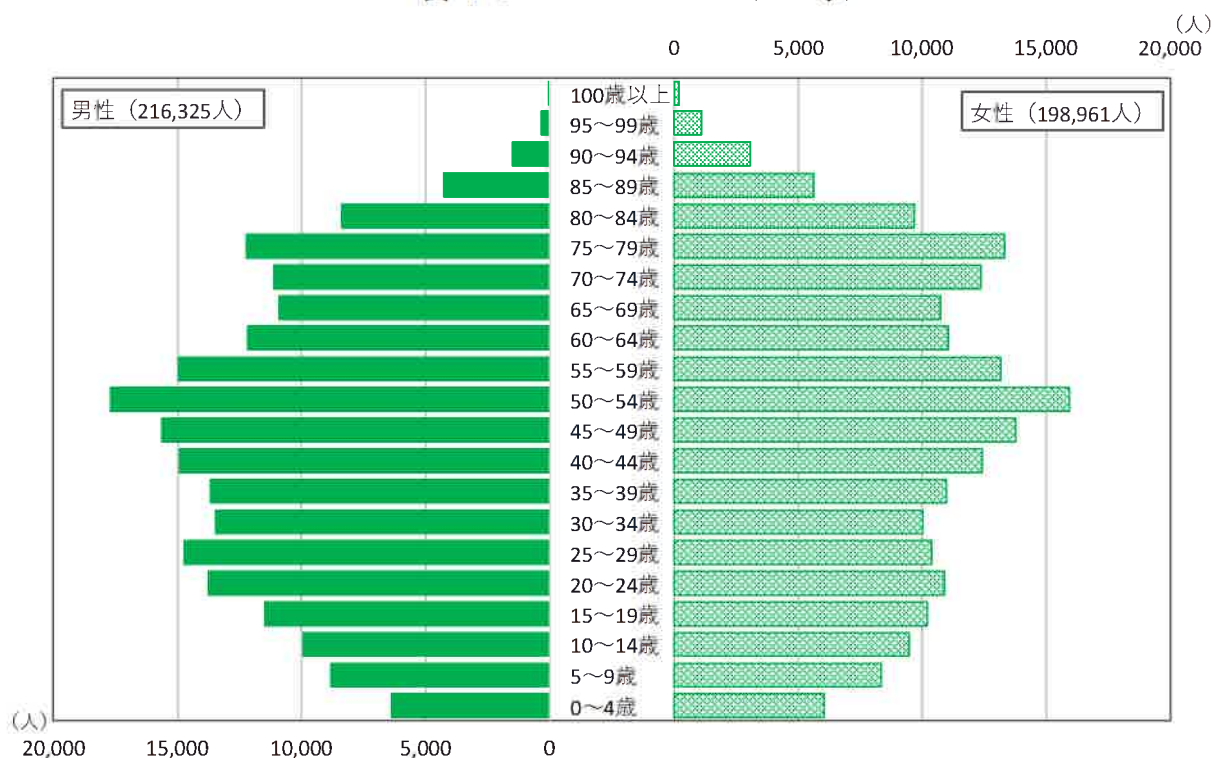
第2章 豊田市の男女共同参画の現状

1 豊田市の状況

(1) 人口の状況

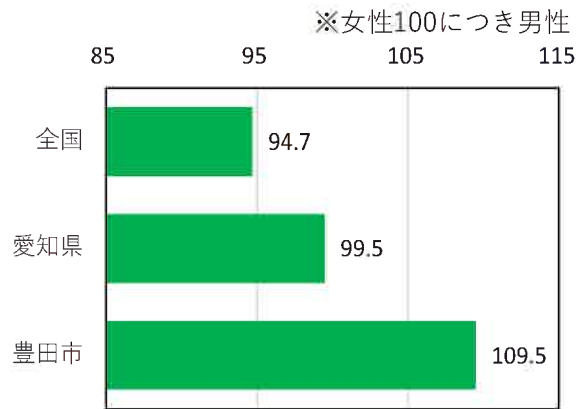
令和6年10月時点での本市の総人口は415,286人となっています。本市の年齢別人口を男女別にみると、0歳から69歳では女性よりも男性が多くなっています。一方、70歳以上では女性の人数が男性を上回っています。女性よりも男性の人数が多くなっている要因として、基幹産業である自動車関連産業の企業が本市では多いことが推測されます。本市の総人口は平成27年をピークに減少傾向となっており、人口推計によると今後も緩やかに減少を続け、年少人口割合(0～14歳)、生産年齢人口割合(15～64歳)が低下する中、高齢人口割合(65歳以上)は上昇し続けることが見込まれます。

図 1-1 人口ピラミッド（豊田市）



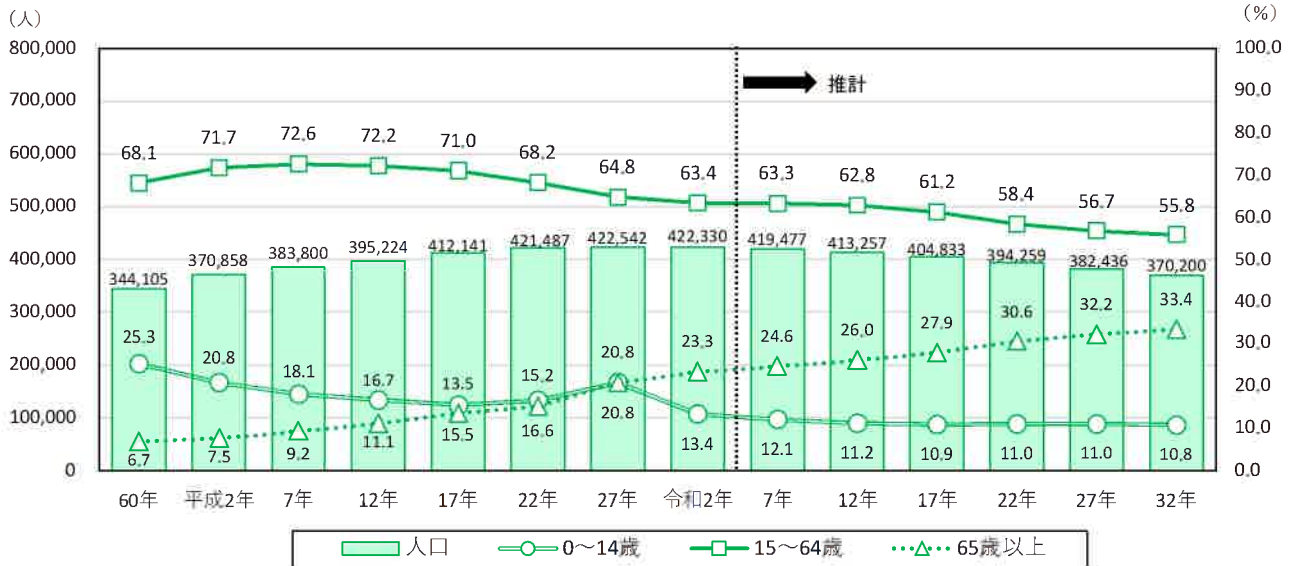
資料：豊田市住民基本台帳（令和6年）

図 1-2 人口性比の全国・県比較



資料：国勢調査（令和2年）

図 1-3 人口・年齢3区分別の人口の推計（豊田市）



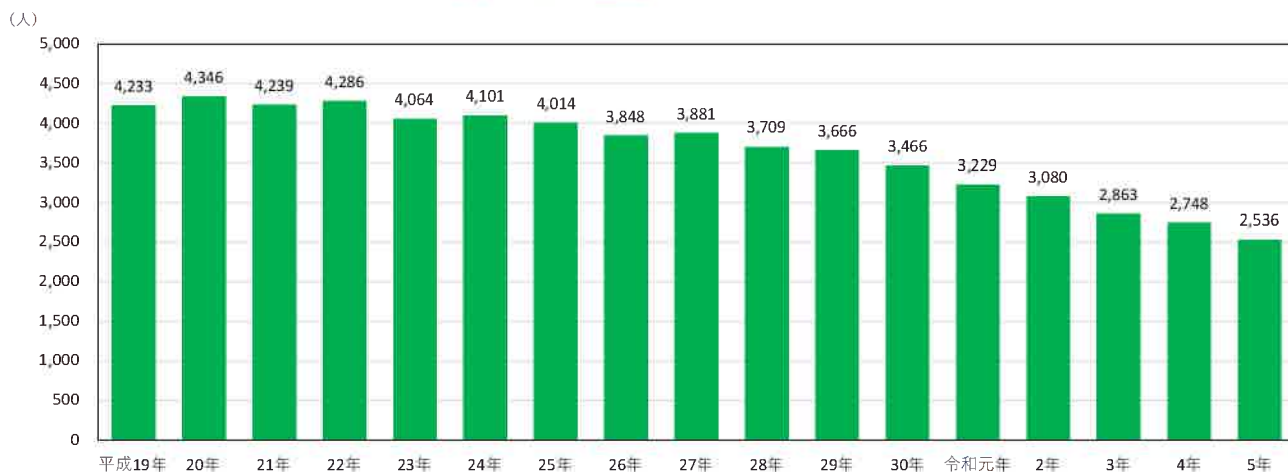
資料：～令和2年「国勢調査（令和2年）」

令和7年～ 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』（令和5年（2023年）推計）

(2) 出生の状況

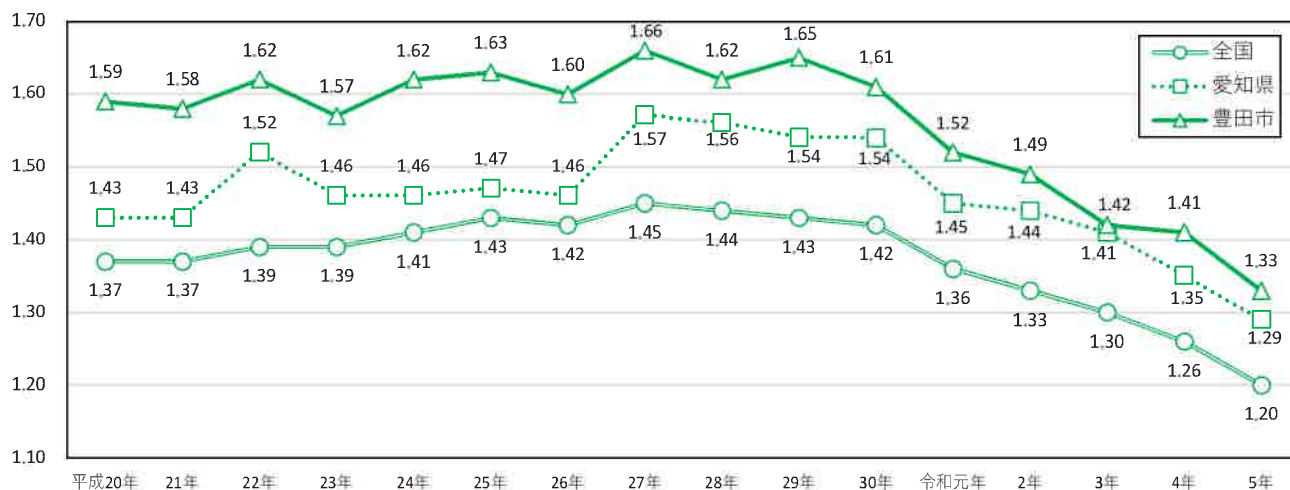
本市の出生数は、平成 22 年以降減少する傾向にあり、平成 24 年と比較すると令和 5 年は約 40% 減少しています。また、1 人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は全国、愛知県と比較すると高く推移しているものの、平成 29 年以降は減少が続いており、令和 5 年では 1.33 となっています。

図 1-4 出生数の推移（本市）



資料：厚生労働省「人口動態調査」

図 1-5 合計特殊出生率の推移



資料：（豊田市）豊田市保健部健康政策課

（全国・愛知県）「人口動態統計 上巻」厚生労働省大臣官房統計情報部

(3) 就業の状況

産業分類別就業者数の男女比をみると、本市では全国、愛知県と比較して第2次産業での男性の割合が高くなっています。第3次産業では女性の割合が高く、50%を超えています。

被雇用者の雇用形態の状況をみると、男性では「正規の職員・従業員」が79.8%と最も高い割合を占めていますが、女性では「パート・アルバイト・その他」が49.7%と半数近くを占めています。

図 1-6 産業分類別就業者数の男女比

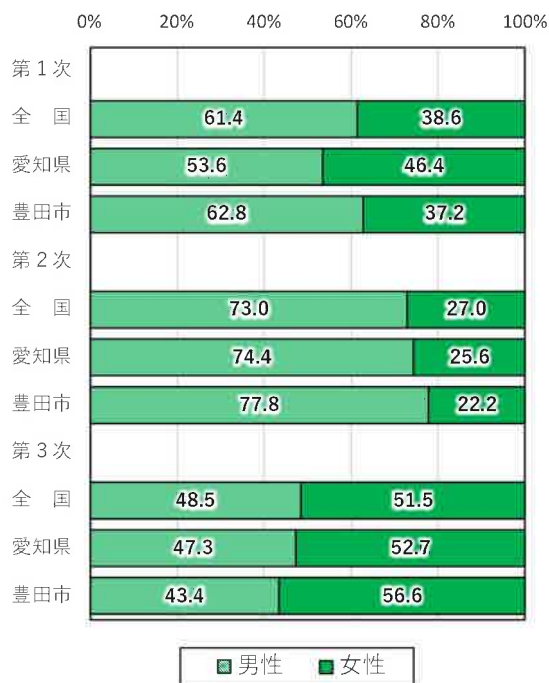
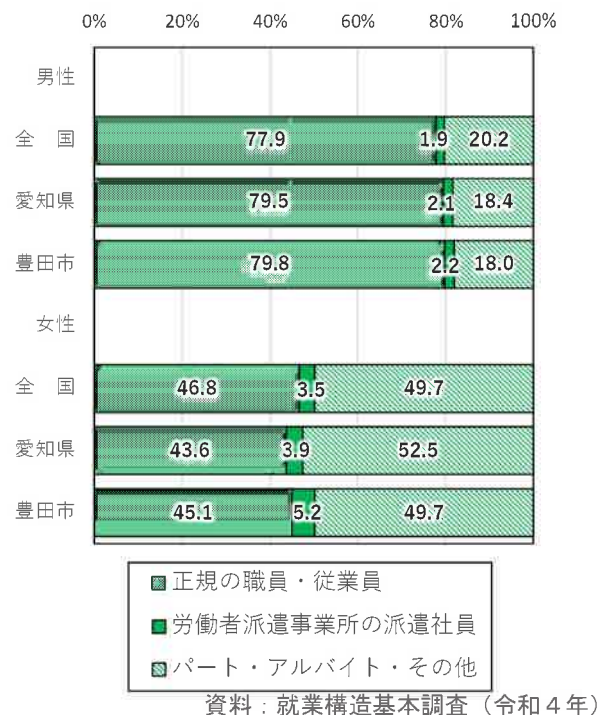
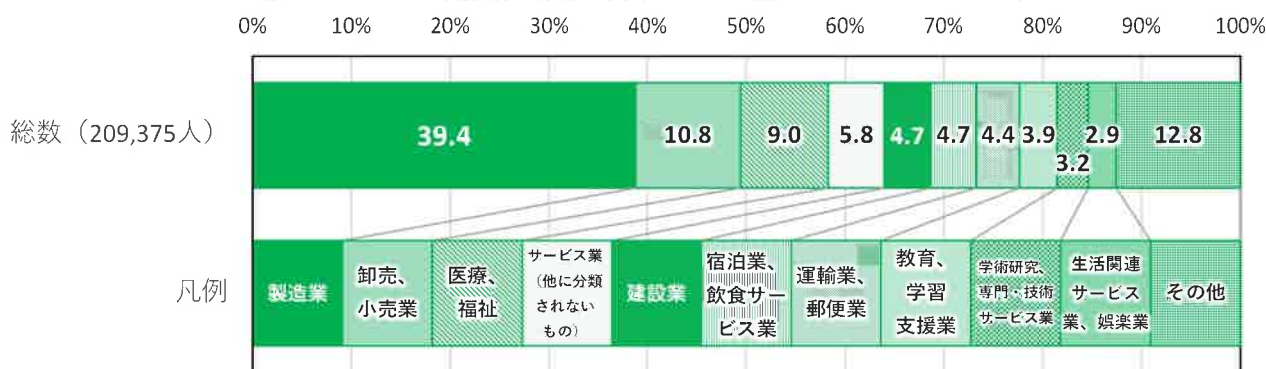


図 1-7 男女別雇用形態の状況



本市の産業別の従業者の割合をみると、「製造業」が39.4%と最も高く、次いで「卸売業、小売業」（10.8%）、「医療、福祉」（9.0%）となっています。

図 1-8 産業大分類別従業者数（民営事業所）の割合（豊田市）



2 市民意識調査等からみる豊田市の男女共同参画の現状

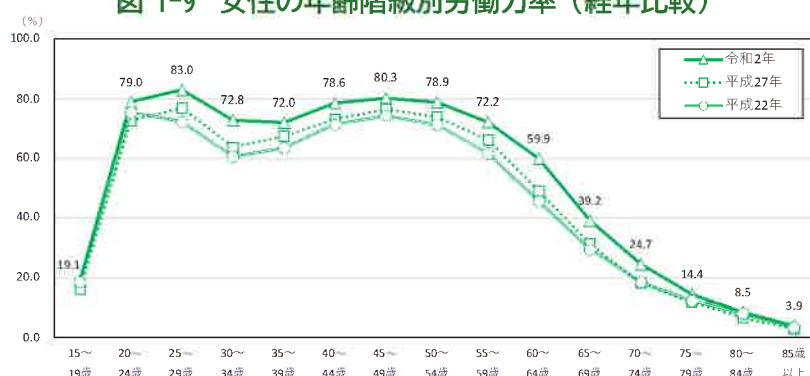
(1) 女性の社会進出について

① 女性の就業

本市の女性の年齢階級別労働力率は、20 歳代後半から 30 歳代にかけて低下し、年齢が上がるにつれて再び上昇する M 字曲線を描いています。10 年前からの推移をみると、M 字曲線の谷は徐々に浅くなっていますが、全国、愛知県に比べると、依然として 20 歳代後半以降の労働力率がより低い現状があります。

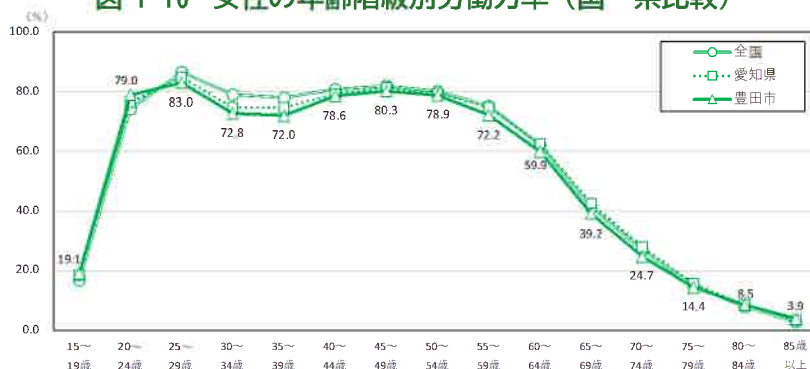
また、既婚女性のみに着目してみると、全国に比べて本市では 20 歳代から 60 歳代前半で「家事」に従事している割合が高くなっています。

図 1-9 女性の年齢階級別労働力率（経年比較）



資料：国勢調査（令和2年、平成27年、平成22年）

図 1-10 女性の年齢階級別労働力率（国・県比較）



資料：国勢調査（令和2年）

図 1-11 女性の家事従事者割合



資料：国勢調査（令和2年）

女性が仕事を持つことへの考えについては、「子どもができて、ずっと働き続ける方がよい」が前回調査から 10 ポイント以上増加して約5割となり、継続して働くことを望む人が増えています。

また、職場での男女による待遇や仕事の違いについては、「違いはない」という回答が年々増加傾向にあるものの、「違いがある」の回答も4割強となっており、職場環境のさらなる改善が求められます。

図 1-12 女性が仕事をもつことについての考え

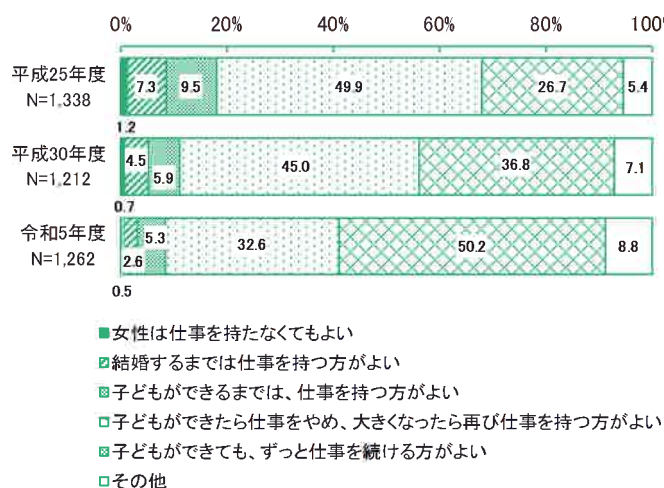
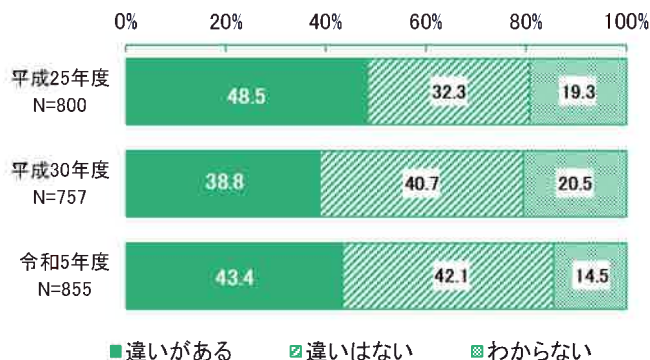


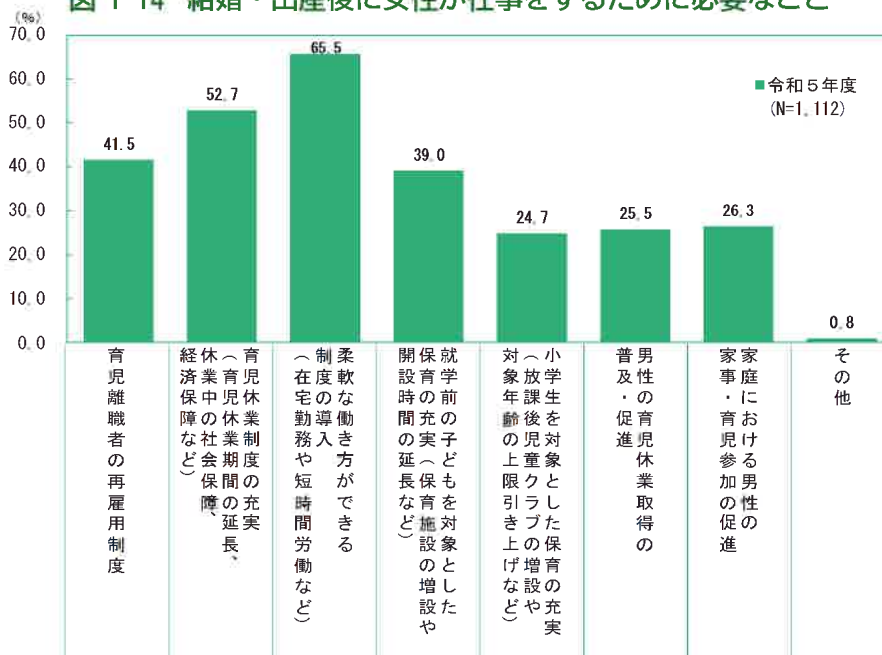
図 1-13 性別による職場での違いの有無



資料：豊田市男女共同参画社会に関する意識調査（平成 25 年、平成 30 年、令和 5 年）

結婚・出産後に女性が仕事をするために必要なこととしては、「柔軟な働き方ができる制度の導入(在宅勤務や短時間労働など)」「育児休業制度の充実(育児休業期間の延長、休業中の社会保障、経済保障など)」、「育児離職者の再雇用制度」が多くなっており、柔軟な働き方と育児休業中の保障、仕事復帰のしやすさなどが求められています。

図 1-14 結婚・出産後に女性が仕事をするために必要なこと

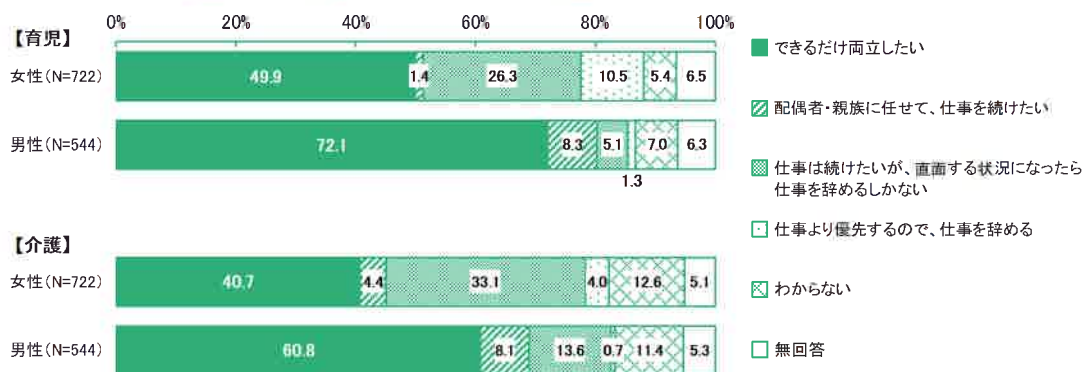


資料：豊田市男女共同参画社会に関する意識調査（令和 5 年）

② 育児・介護と仕事の両立について

仕事と育児・介護の両立を希望している割合は、女性よりも男性が多くなっている一方で、状況によっては仕事を辞めると考えているのは女性が多く、男女ともに仕事と育児を両立させたいと考えているが、直面する状況下においては女性側が仕事を辞めざるを得ないという現状がうかがえます。

図 1-15 仕事と育児の両立、仕事と介護の両立について



資料：豊田市男女共同参画社会に関する意識調査（令和5年）

本市の育児休業取得率は女性、男性ともに上昇しており、かつ全国より高くなっているものの、男性の取得率は女性の半分程度となっています。

また、男性の育児休業取得が進まない原因としては、「休業中の業務に支障をきたすから（代替要員の確保など）」や「休業中の生活が困難になるから」などが多くなっています。

男女がともに家庭と仕事を両立できる職場環境の整備が求められています。

図 1-16 育児休業取得率

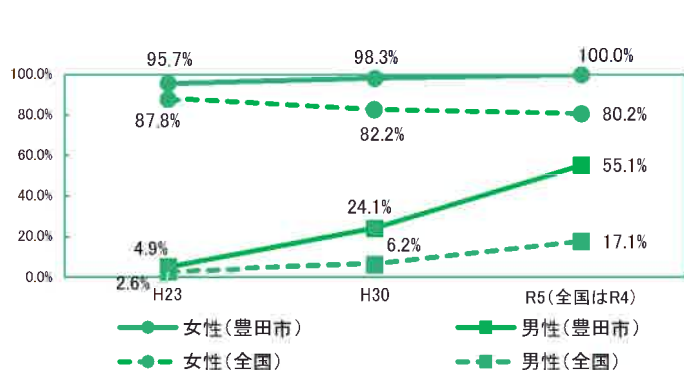


図 1-17 男性の育児休業取得が進まない原因

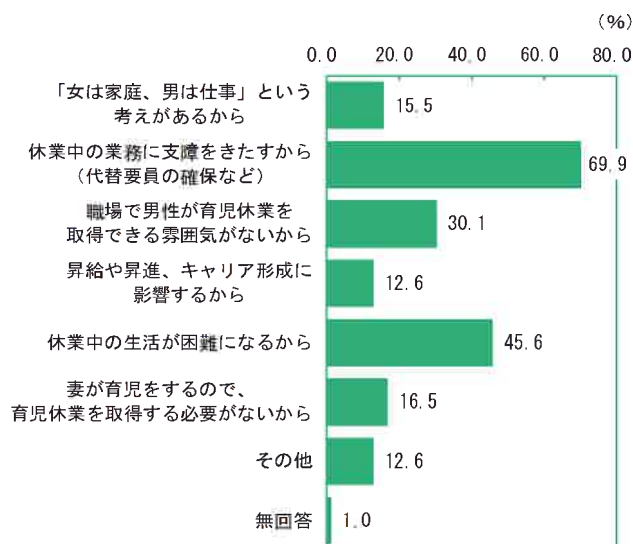


図 1-18 介護休業取得率

	H23	H30	R5
女性	4.1%	7.0%	2.9%
男性	1.4%	3.0%	2.9%

図 1-19 有給休暇取得率

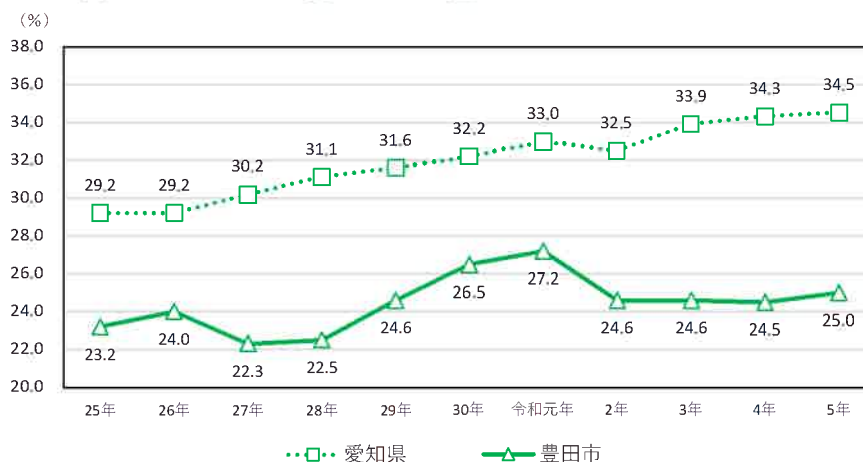
	全体	女性
豊田市	70.1%	76.7%
全国	62.1%	62.1%

資料：豊田市男女共同参画社会に関する事業所アンケート（令和5年）

③ 付属機関（法令設置）への女性の参画

付属機関（法令設置）の女性登用率は、令和5年4月時点で25.0%と20%台にとどまっており、愛知県と比較すると約10ポイント低くなっています。

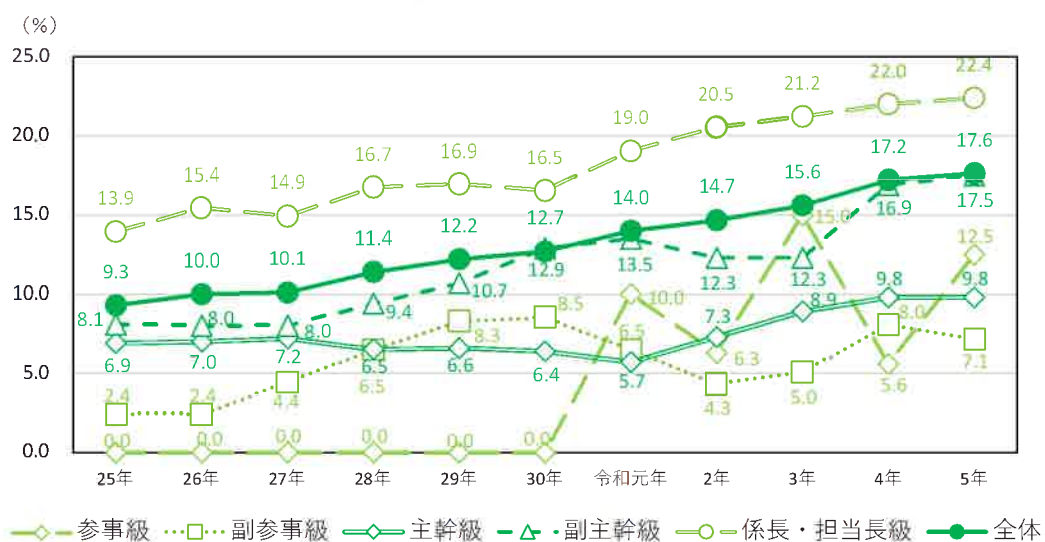
図 1-20 審議会等委員への女性の登用率の推移・県比較



資料：豊田市行政改革推進課、愛知県男女共同参画推進課

市役所の行政職における女性の管理監督職の割合は、全体的には上昇傾向にあり、令和5年度は17.6%となっています。職級別でみると、「参事級」が令和元年以降増減を繰り返しており、「副参事級」が令和5年度にわずかに減少していますが、その他の職級では上昇傾向となっています。

図 1-21 市役所の女性の管理職の推移

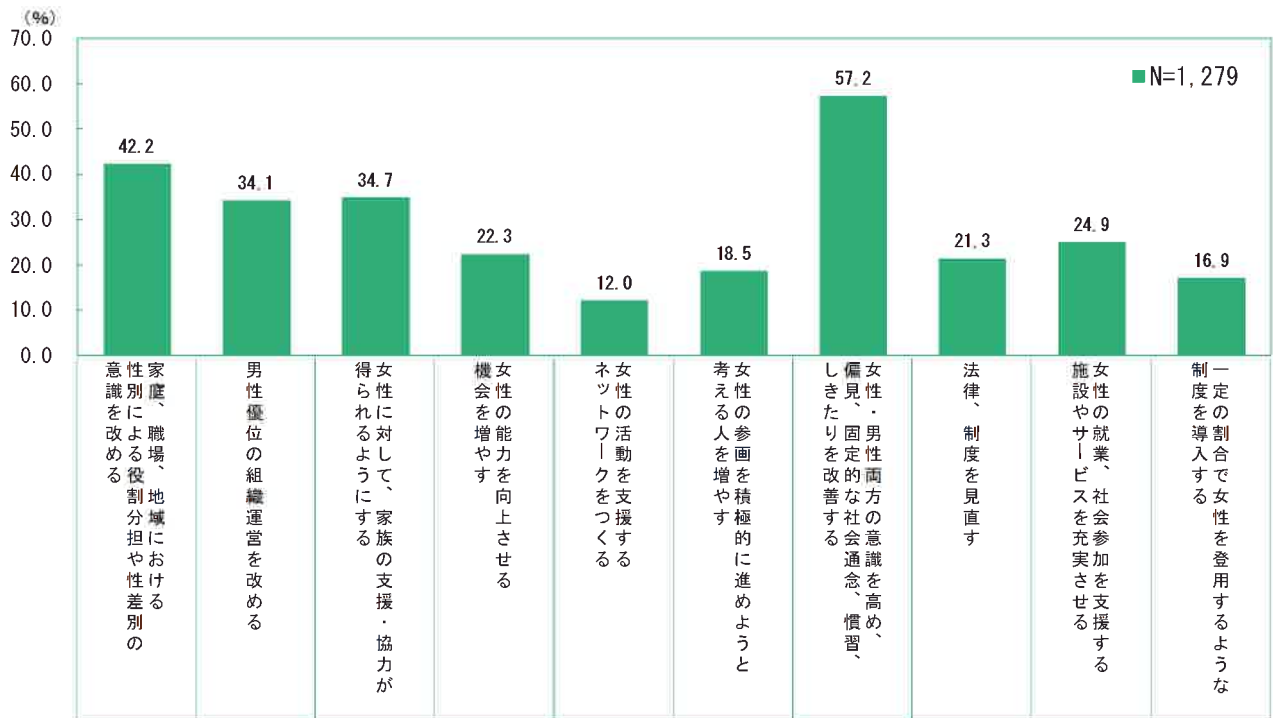


資料：豊田市行政改革推進課、愛知県男女共同参画推進課

※管理職地位：参事級（部長）、副参事級（副部長）、主幹級（課長）、副主幹級（副課長）

女性が政策や方針を決定していくような場へ参画していくために重要なことについては、「女性・男性両方の意識を高め、偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改善する」「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識を改める」といった意見が多く、性別による固定観念を改めることが求められています。

図 1-22 女性が政策や方針を決定していくような場へ参画していくために重要なこと



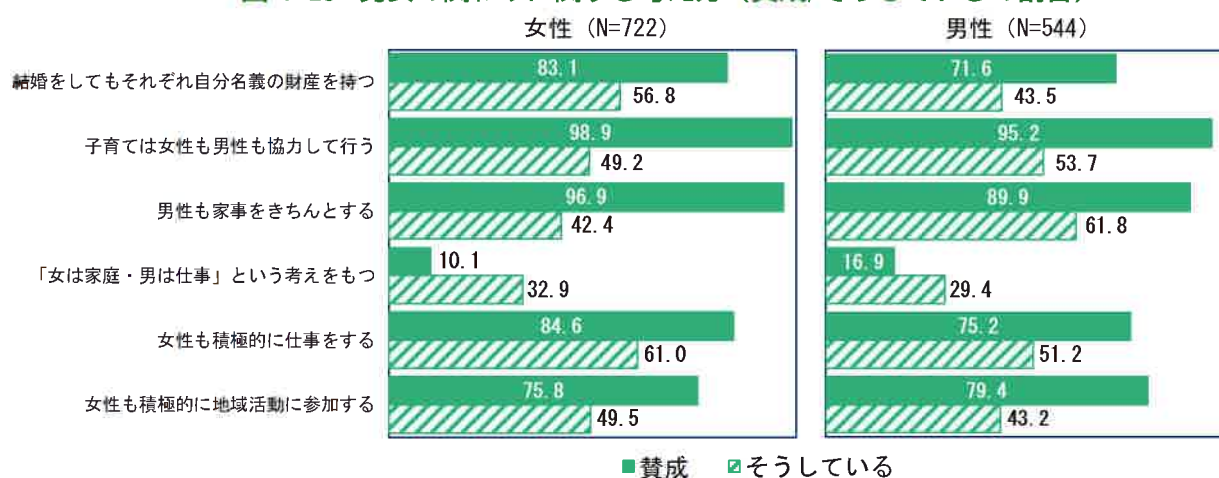
資料：豊田市男女共同参画社会に関する意識調査（令和5年）

(2) 男女共同参画意識について

① 家庭における性別役割分担

男女の関わり方に関する考え方を男女別でみると、「子育ては女性も男性も協力して行う」「男性も家事をきちんとする」について、「賛成」が男女ともに約9割を超えている一方で、実際の行動をみると「そうしている」の割合は約7割～半分程度に減少しており、意識は高まっているものの行動が伴っていないことがうかがえます。考え方と行動の差が大きい項目をみると、女性では「男性の家事」「子育ての男女の協力」の順に、男性では「子育ての男女の協力」「女性の地域活動」の順に差がある結果となっており、性別による認識の差があることが分かります。

図 1-23 男女の関わり方に関する考え方（賛成/そうしているの割合）



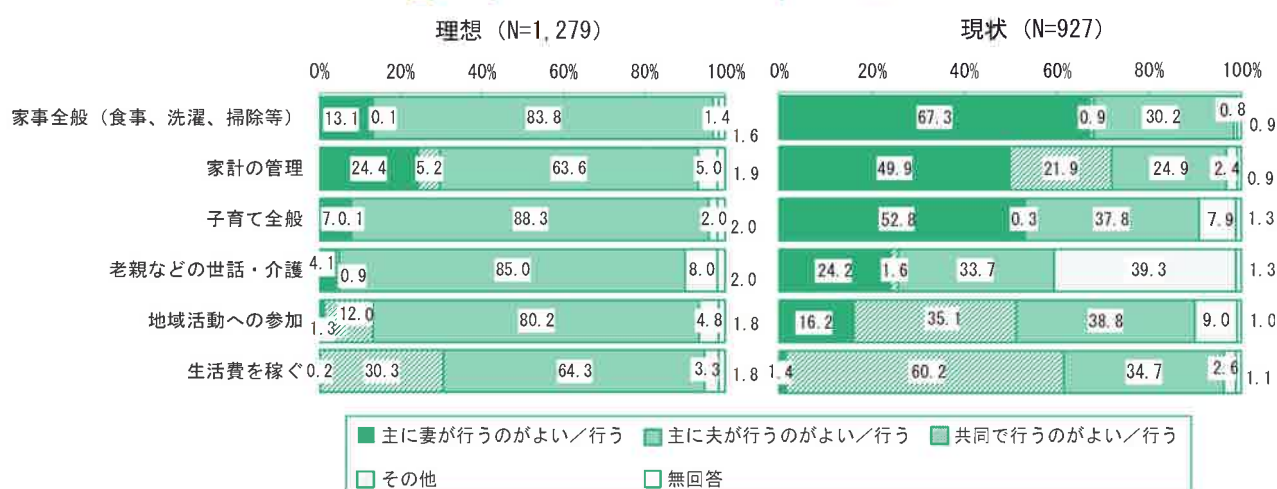
※「賛成」とは、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した人の合計

※「そうしている」とは、「そうしている」「どちらかといえばそうしている」と回答した人の合計

資料：豊田市男女共同参画に関する意識調査（令和5年）

夫婦の役割分担についても、「理想」では全ての項目で、「共同で行うのがよい」という回答が最も多くなっているものの、「現状」では全ての項目で「共同で行う」は4割未満となっており、理想と大きくかけ離れていることが分かります。特に家事や家計の管理、子育てでは妻の負担が大きくなっているといえます。

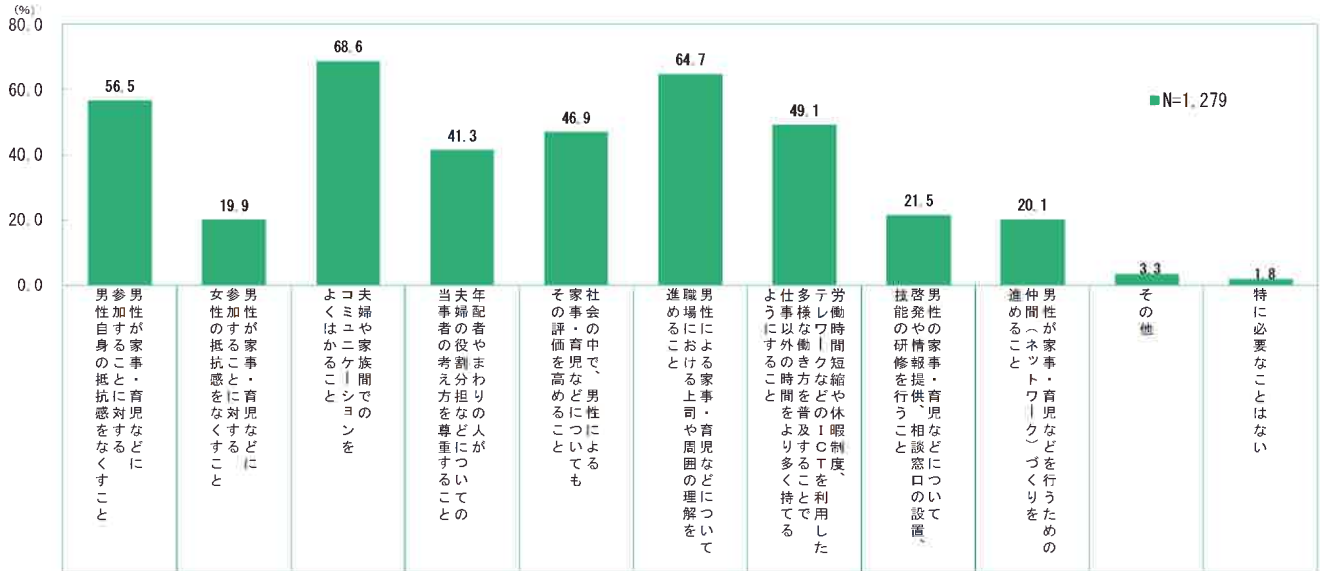
図 1-24 家庭における夫婦の役割分担



資料：豊田市男女共同参画に関する意識調査（令和5年）

男性が家事や子育てなどに積極的に参加していくために必要なこととしては、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」、「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」、「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が多くなっています。

図 1-25 男性が家事、子育て等に参加していくために必要なこと

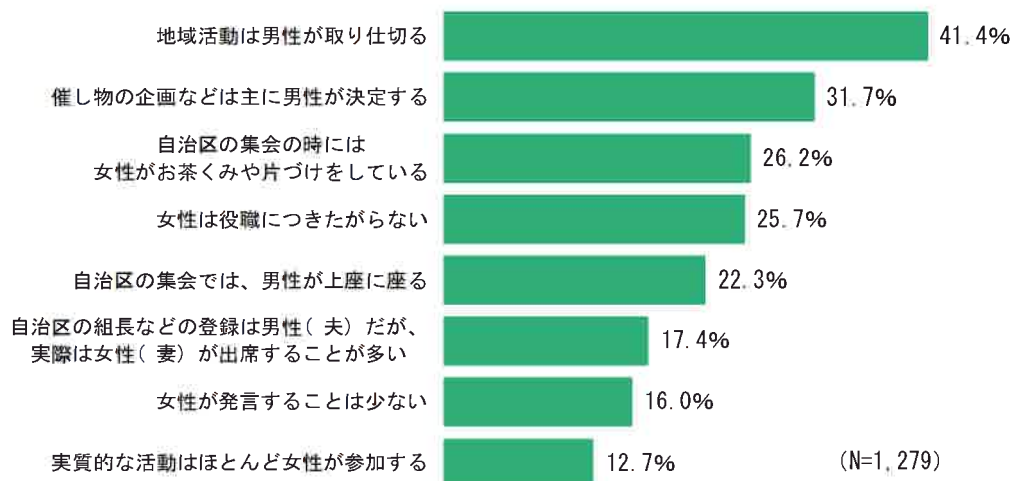


資料：豊田市男女共同参画に関する意識調査（令和5年）

② 地域における性別役割分担

地域活動における男女の役割分担について、「そうしている」との回答は、「地域活動は男性が取り仕切る」が 41.4%、「催し物の企画などは主に男性が決定する」が 31.7%となっており、固定的な性別役割分担が残っているといえます。

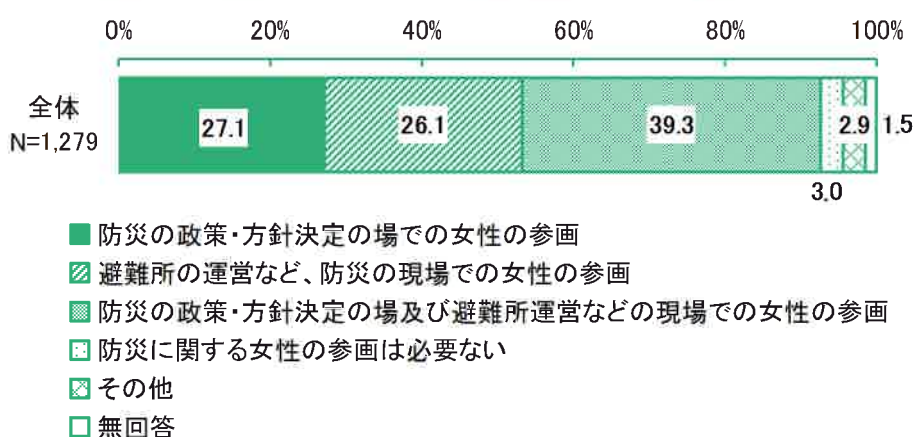
図 1-26 地域活動における男女の役割分担（「そうしている」の割合）



資料：豊田市男女共同参画に関する意識調査（令和 5 年）

防災における女性の参画について必要なこととしては、「防災の政策・方針決定の場及び避難所運営などの現場での女性の参画」が最も高く、防災分野における女性の参画が求められています。

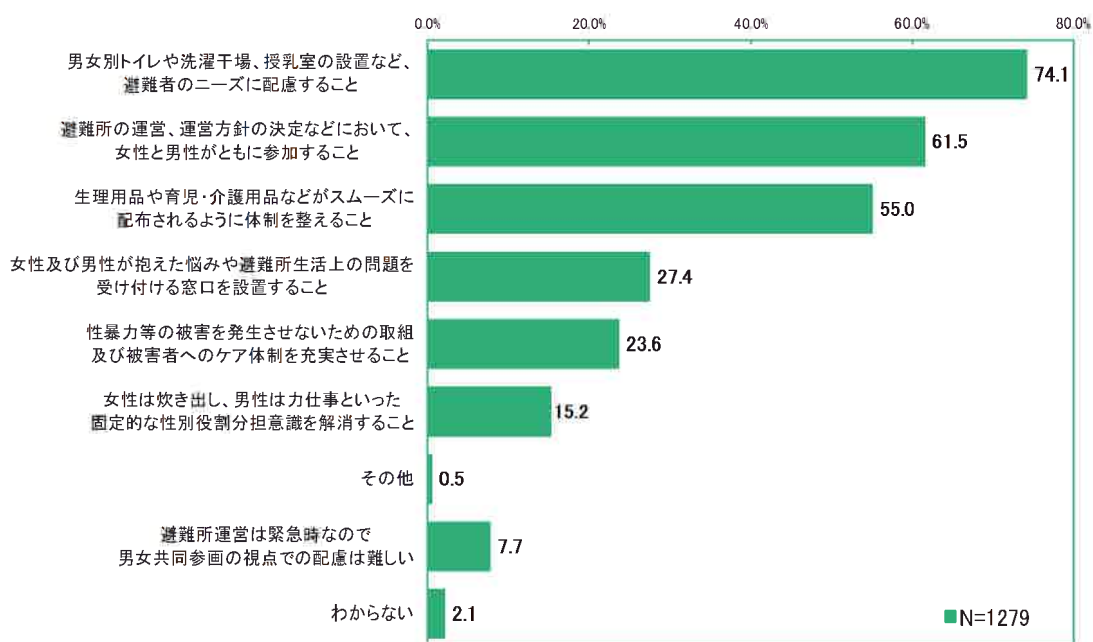
図 1-27 防災における男女共同参画について必要なこと



資料：豊田市男女共同参画に関する意識調査（令和 5 年）

災害時の避難所の運営について必要だと思うことは「男女別トイレや洗濯干場、授乳室の設置など、避難者のニーズに配慮すること」、「避難所の運営、運営方針の決定などにおいて、女性と男性がともに参加すること」「生理用品や育児・介護用品などがスムーズに配布されるように体制を整えること」が上位に挙がっており、防災や避難所運営、復旧・復興の各段階において、女性や子どもを含めた多様なニーズに対応できるよう、防災対策の充実が求められています。

図 1-28 災害時の避難所運営について必要なこと



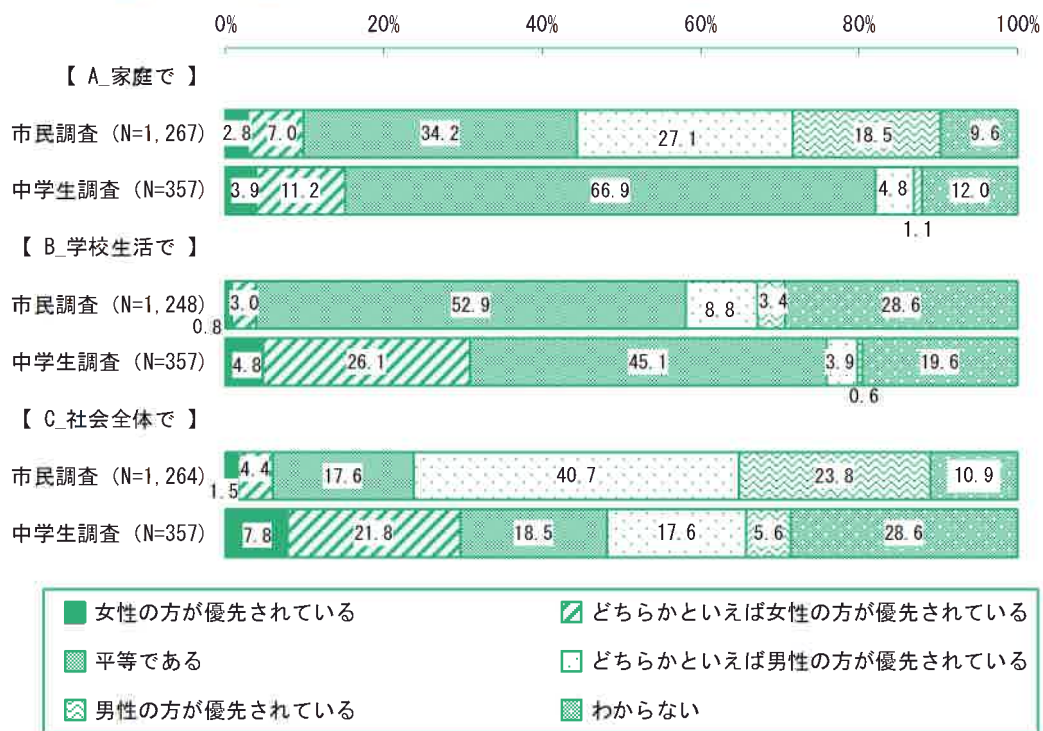
資料：豊田市男女共同参画に関する意識調査（令和5年）

③ こどもの男女共同参画意識

中学生調査によると、家庭生活、学校生活、社会全体における男女の地位の平等観について、「平等である」と回答した割合は、市民調査の約2倍となっています。学校生活では45.1%で市民調査を下回っているものの、半数近くの人が男女平等であると考えています。一方で、社会全体では18.5%と低く、社会においては不平等であるとの認識があります。また、市民調査と比較して『女性の方が優先されている』と考える人が『男性の方が優先されている』と考える人よりも多くなっており、市民よりも中学生の方が女性優遇と捉えている傾向があります。

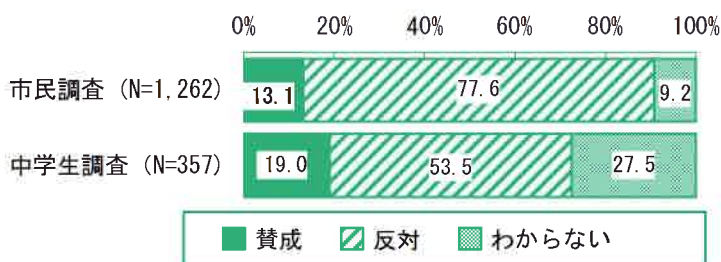
また、「女は家庭・男は仕事」という考え方について、中学生では「賛成」が市民より多くなっていますが、それ以上に「わからない」が多く、まだ考えが定まらない人が多いと思われます。

図 1-29 家庭生活、学校生活、社会全体において、男女の地位は平等になっていると思うか



資料：豊田市男女共同参画に関する意識調査（令和5年）

図 1-30 【中学生】「女は家庭・男は仕事」という考え（市民調査との比較）



※「賛成」とは、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した人の合計

※「反対」とは、「反対」「どちらかといえば反対」と回答した人の合計

※ 経年比較は前年までと条件を合わせるため「無回答」は省いている

資料：豊田市男女共同参画に関する意識調査（令和5年）

(3) 人権や多様な性について

① DVについて

暴力の種類を問わず、DVの被害を経験したことがある人は、女性で26.7%、男性で13.3%となっています。平成30年度と比較すると被害は減少傾向ですが、現在も約2割の人が被害経験があります。

DV被害者のうち、相談した人の割合は男女ともに4割以下となっています。前回調査と比較しても、男女ともに相談割合は減少しており、特に男性においては前回調査31.7%から今回調査10.2%と大幅に減少しています。また、DV相談窓口の認知度も36.0%にとどまっています。

図 1-31 DV被害経験（男女）

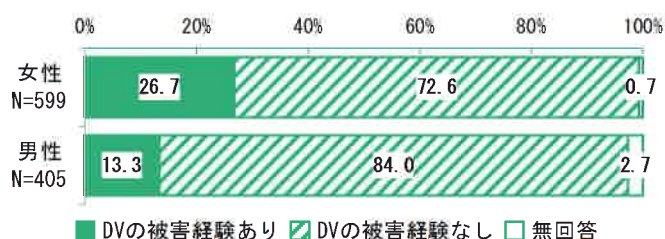


図 1-32 DV被害経験（経年）

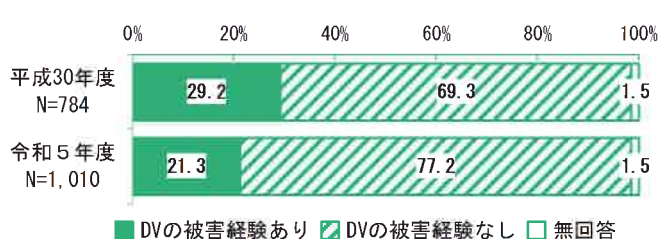


図 1-33 DV被害の相談

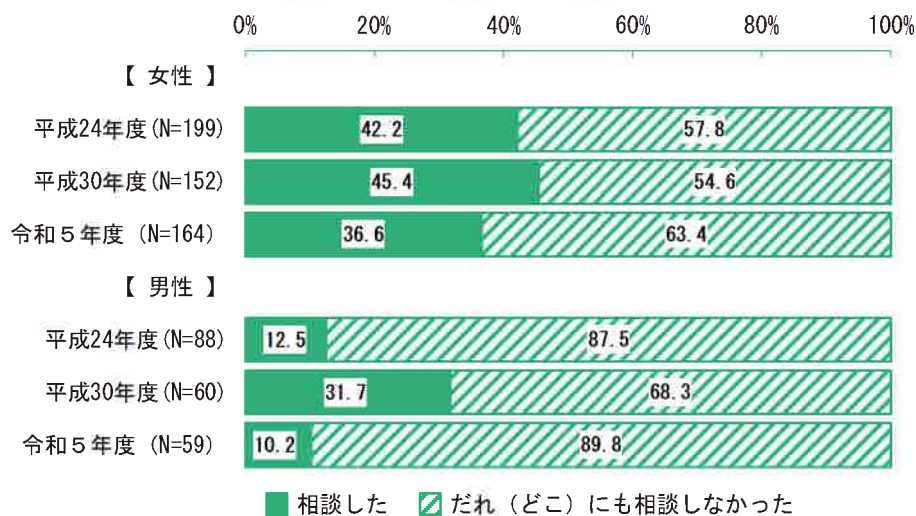
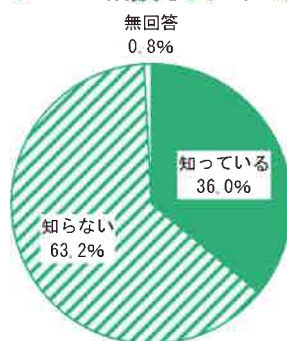


図 1-34 DV相談窓口の認知度



資料：豊田市男女共同参画に関する意識調査（令和5年）

② 多様な性への理解

性の多様性に関する言葉の認知度は、「LGBTQ」、「カミングアウト」は約8～9割と高い認知度となっているものの、内容まで理解している割合は約5～6割程度に留まっており、SOGI、アウティング、アライについては4割以下と低い認知度となっています。

また、今の社会がLGBTQ(性的マイノリティ)の方々にとって偏見や差別などにより生活しづらい社会であると思う割合(「思う」「どちらかと言えば思う」と回答した割合)は67.8%と高い割合となっています。

性的少数者の人たちが生活しやすい社会を作るために必要な対策については、「偏見や差別解消等を目的とする、法律や条例等の整備」が最も多く、法律や条例の見直しが求められています。また、「児童・生徒に対する教育の充実」といった幼いころから多様性を理解する教育が重要視されています。(図表 1-40)

図 1-35 性の多様性に関する言葉の認知度

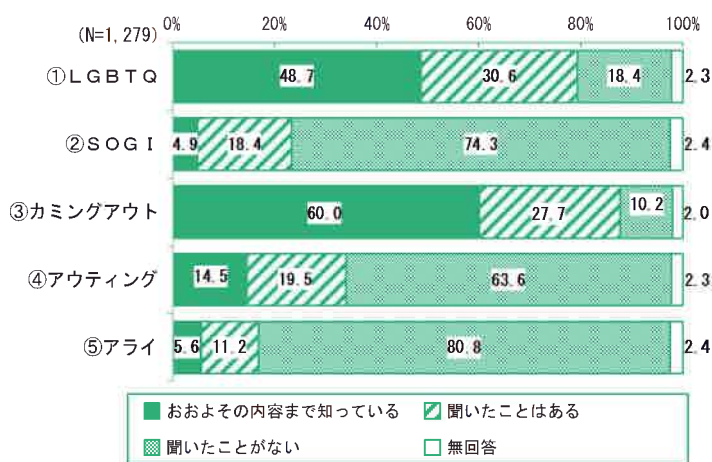
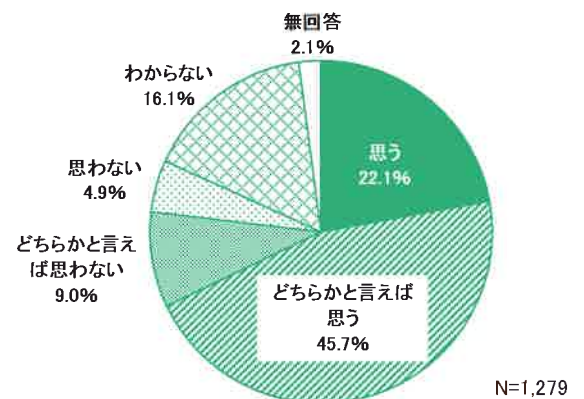
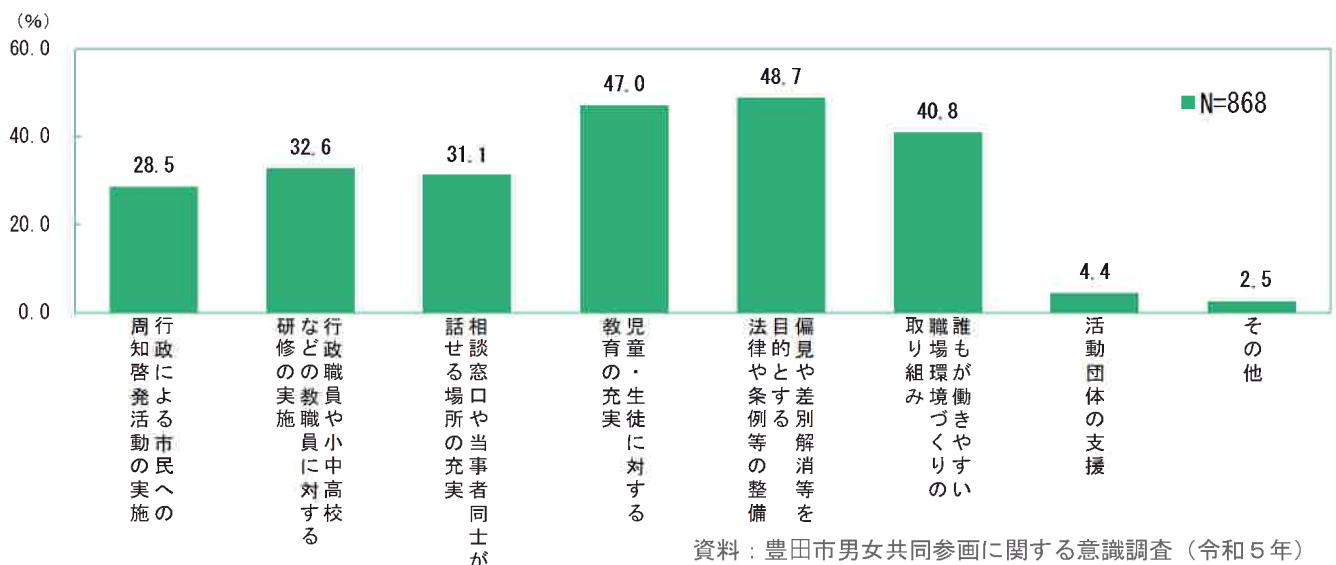


図 1-36 性的マイノリティの方が偏見や差別により生活しづらい社会だと思うか



資料：豊田市男女共同参画に関する意識調査（令和5年）

図 1-37 性的少数者が生活しやすくなるために必要な対策



資料：豊田市男女共同参画に関する意識調査（令和5年）

3 豊田市の男女共同参画における課題

課題 1

国・県と比べて結婚出産期の女性の労働力率や意思決定過程への女性の参画割合が低く、女性が活躍できる環境づくりに向けたさらなる取組が必要である

女性の継続就労を望む割合が半数を超え、職場による男女不平等も改善傾向にあるなど、女性の社会進出への意識の向上や職場環境の改善は進みつつあります。しかし、国・県と比べて女性の労働力率が低いことや、政策や方針を決定していくような場への女性の参画は低く、本市における女性の社会進出は十分ではありません。

さらなる女性活躍を推進するため、女性が能力を発揮するための環境づくりを行うとともに、あらゆるライフスタイルに対応した働き方改革を推進し、男女ともに育児、介護などを担いつつ、キャリア形成との両立が可能となるようにしていく必要があります。

課題 2

男女の家庭生活等へのかかわり方に関する考えについては、男女共同参画の意識は高いが、実際の行動とは乖離があり、行動変容が必要である

家庭においては、子育てや家事について、男女で協力するべきと考える人が9割以上と多い一方で、実際にそうしている割合は約半分となっており、意識はあるが実際の行動が伴っていないのが現状です。夫婦の役割分担についても、理想としては「共同で行うのがよい」と考える人が多い反面、現実では依然として妻に負担が偏っており、固定的性別役割分担を解消し、夫の積極的な参画を促していく必要があります。

課題 3

地域活動における男女の性別役割分担が根強く残っているため、女性の参画をより一層推進し、多様な視点や価値観が入った活動の展開が必要である

地域においても、地域活動の中で性別による役割分担は依然として残っている状況があります。また、防災や災害対応等においては、ジェンダーの配慮や女性視点を取り入れた運営などが求められており、これらの多様なニーズに対応するには、防災に関する政策や方針の決定の場、避難所の運営などの現場にも女性が参画していく必要があります。

あらゆる分野における固定的な性別役割分担を解消するため、様々な世代や立場の人に対する意識啓発や、意識のみにとどまらない行動変容に向けた取組が必要です。

課題 4

DV被害者の相談窓口の周知や困難な問題を抱える女性に対する支援の体制づくりが必要である

本市では、DVの被害経験者は約2割となっています。DV被害者のうち、相談した人の割合は男女ともに4割以下となっています。また、DV相談窓口の認知度も36.0%にとどまっており、相談窓口の周知と相談をしやすい環境づくりが必要です。

また、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じた支援ができるよう、関係機関との適切な連携が必要です。

課題 5

LGBTQ(性的マイノリティ)の方々に対する偏見や差別のない社会の形成に向けて、多様な性に対する理解促進に向けた取組強化が必要である

性の多様性に関しては、言葉の認知度は上がりつつありますが、内容まで理解している割合は5割程度にとどまっています。さらに、67.8%の人が今の社会がLGBTQ(性的マイノリティ)の方々にとって偏見や差別などにより生活しづらい社会であると考えている状況です。当事者の方々が生活しやすい社会にするために、全世代に向けた意識啓発によるさらなる理解の促進が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方と施策の展開

1 基本理念(目指す姿)

性別にかかわらず 誰もが自分らしく いきいきと暮らせるまち

第4次とよた男女共同参画プランでは「誰もが自分らしく、楽しく暮らせる社会」を基本理念としていました。今回の計画では、「誰もが自分らしく暮らせる」という理念は継承しつつ、このプランの役割をより明確にするために「性別にかかわらず」という言葉を加えました。

一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、性別にかかわらず、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる豊田市を目指します。

2 基本方針

(1)性別にかかわらず誰もが活躍できる

「性別にかかわらず誰もが自分らしくいきいきと暮らせるまち」を実現するために、性別にかかわらず誰もが能力を発揮できるための環境整備や行動変容を促す取組が必要です。

さらなる女性の活躍を促進することで女性の負担が増えることがないよう、男女問わず育児、介護などとキャリア形成との両立を図り、地域や家庭における男女共同参画を推進します。

(2)誰もが安心して暮らせる

すべての人の人権が尊重され、安心して暮らせるためには、性に関わりなく人権が尊重される社会であることが必要です。

LGBTQ+ (性的少数者)の理解促進や相談等による支援、また、ドメスティックバイオレンス(DV)などあらゆる暴力の防止に向けた啓発を行うと同時に、困難に直面した際に一人で抱えることがないよう、相談窓口の周知を進め、必要な支援を推進します。

3 取組方針

取組方針 1 あらゆる分野における女性活躍の促進

さらなる女性活躍を推進するために、女性が能力を発揮するための環境づくりや就業・起業に対する支援、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

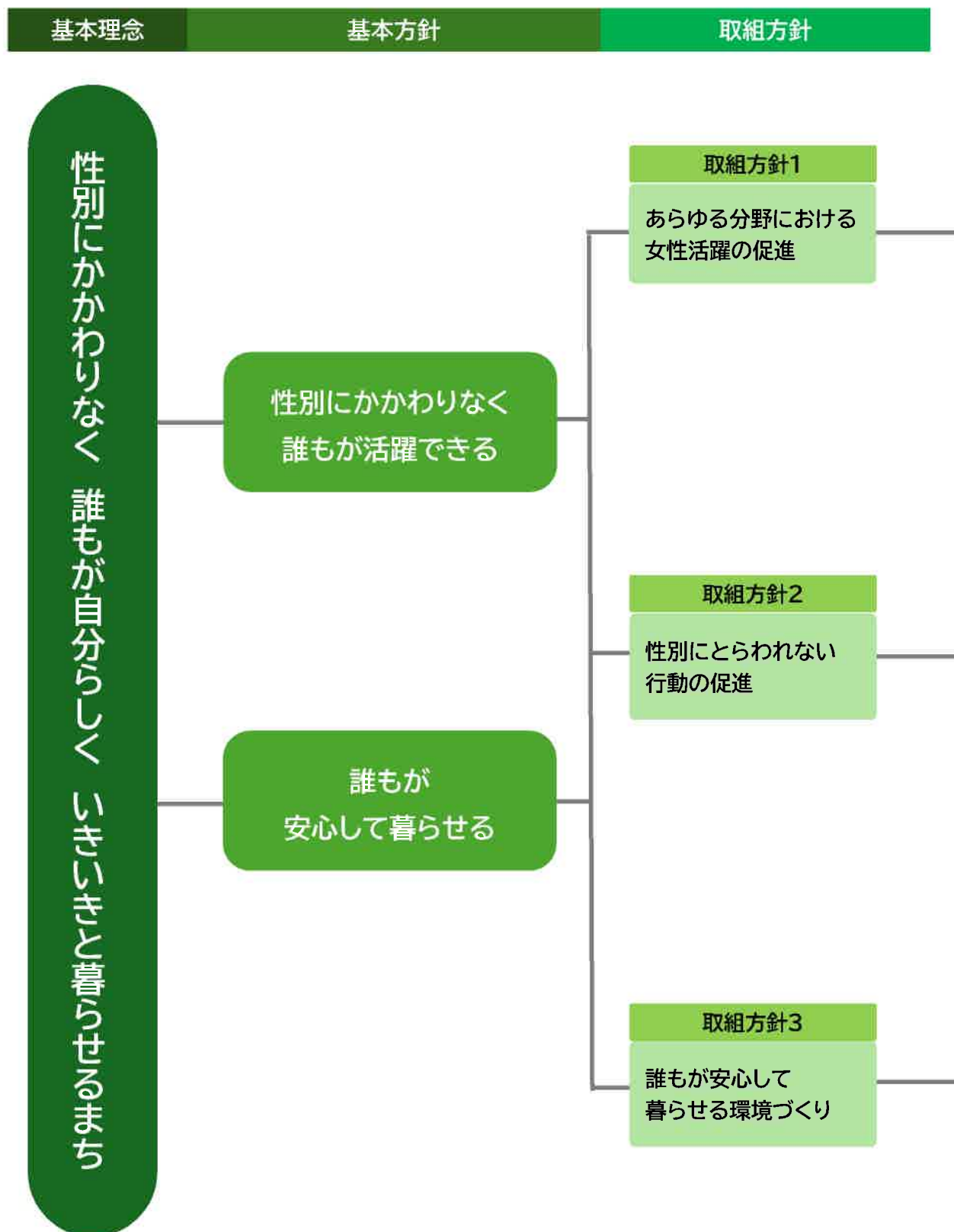
取組方針 2 性別にとらわれない行動の促進

誰もが個性と能力が発揮できるまちにするため、地域・家庭や学校などで様々な世代や立場の人々に対して男女共同参画への行動変容を促します。

取組方針 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

ドメスティックバイオレンス(DV)、貧困、性犯罪など様々な困難を抱える人や、LGBTQ+（性的少数者）など、すべての人々の人権が尊重され、安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

4 施策の体系



取組の方向性	主な取組
(1)女性が能力を発揮できる環境づくり	1 ステップアップやリスキリングにつなげる総合的支援
	2 実践的な体験を通したステップアップの支援
(2)女性の就業・起業の促進	3 働く女性が活躍するための横断的支援
	4 働き方改革の推進
(3)意思決定過程への女性の参画拡大	5 審議会等における女性参画の促進
	6 企業や個人に向けた女性リーダー・管理職育成講座等の実施
(4)地域・家庭における 固定的性別役割の解消促進	7 男性の家事・育児への主体的な参画の促進
	8 ジェンダーの視点を加えた防災・災害対応への取組促進
	9 地域会議等における女性委員の登用促進
(5)こども・若者への教育・啓発	10 小・中学生への意識啓発
	11 こども・若者に関わる大人への啓発
(6)あらゆる暴力の防止	12 DV 防止のための情報提供・啓発の実施、相談窓口の周知、 相談方法の拡充
	13 関係機関との連携による切れ目のない支援の実施
(7)人権と多様な性への理解促進	14 市民活動団体と連携した理解促進事業の実施
	15 多様な性に対する理解促進事業の実施
(8)困難な問題を抱える女性への支援	16 支援調整会議等の実施
	17 女性応援講座の実施

5 取組の方向性と主な取組

取組方針 1

あらゆる分野における女性活躍の促進

さらなる女性活躍を推進するために、女性が能力を発揮するための環境づくりや就業・起業に対する支援、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

評価指標及びめざす方向

評価指標	現状値 (令和5年度)	めざす方向
市民意識調査の男女の関わりの問において、「女性も積極的に仕事をする」に「そうしている」と回答した人の割合	25.3%	↑
市民意識調査の男女の地位の平等観の問において、「職場は男女平等である」と回答した人の割合	28.3%	↑
豊田市働きやすい職場づくり推進事業所の確認・公表制度 延べ事業所数	44 事業所	↑
審議会等における女性委員の選任比率	25.0%	↑

(1) 女性が能力を発揮できる環境づくり

継続就労や地域活動など女性がライフスタイルに応じて能力が発揮できるよう、引き続きスキルアップのための支援を充実します。

No.	主な取組	内容
1	ステップアップやリスキリングにつなげる総合的支援	結婚出産を機に離職中の女性や、活躍の機会を求めている女性など様々な状況にいる女性に対し、リスキリング、キャリア形成などの講座や面接相談を実施し、再就労、ステップアップ等につなげる総合的な支援をします。
2	実践的な体験を通したステップアップの支援	活動目標を設定した体験型の連続講座を実施し、参加者の「やりたいこと」や「長所」を見つける支援をし、さらなるステップアップに繋がります。

(2) 女性の就業・起業の促進

キャリアアップや起業等に向けた意識醸成や相談体制の充実、事業所の取組推進など、女性の多様なチャレンジを総合的に支援します。

No.	主な取組	内容
3	働く女性が活躍するための横断的支援	女性が幅広い分野で「自分らしい働き方」が実現できるよう、民間事業者や関係機関と連携を図り、女性の就業や起業に関するサポートをします。また、女性しごとテラスにおいて、キャリアカウンセリングのほか、セミナー、交流会、相談会及びジョブトレーニング等を実施します。
4	働き方改革の推進	優良事業所表彰、アドバイザーの派遣、働きやすい職場づくり推進事業所制度の周知など働き方改革を推進します。また、男性の育児休業の取得を促進するために、講座の実施や育児休業制度についての情報提供をします。

(3) 意思決定過程への女性の参画拡大

女性が様々な分野に参画しやすい環境や仕組みを整え、本市における政策・方針決定過程での女性の意見の反映を進めます。

No.	主な取組	内容
5	審議会等における女性参画の促進	各種審議会等において女性の登用促進を図ることで、意思決定過程において多様な意見が反映されるよう働きかけます。また、審議会等の事務局である市職員の男女共同参画の視点に立った意識改革を進めます。
6	企業や個人に向けた女性リーダー・管理職育成講座等の実施	中小企業や個人に向けて、女性リーダーや管理職に必要なスキルを身につける講座等を実施し、女性リーダー・管理職の育成を進めます。

取組方針2

性別にとらわれない行動の促進

家庭や地域、学校などで様々な世代や立場の人々に対して男女共同参画についての行動変容を促すために、さらなる意識の醸成の取組を進めていきます。

評価指標及びめざす方向

評価指標	現状値 (令和5年度)	めざす方向
市民意識調査の夫婦の役割分担についての問において、「子育て全般を夫婦共同で行う」と回答した人の割合	37.8%	↑
市民意識調査の夫婦の役割分担についての問において、「家事全般を夫婦共同で行う」と回答した人の割合	30.2%	↑
市民意識調査の男女の地位の平等観の問において、「家庭生活では男女平等である」と回答した人の割合	34.2%	↑
市民意識調査の男女の地位の平等観の問において、「地域社会の場合は男女平等である」と回答した人の割合	33.2%	↑
市民意識調査の男女の地位の平等観の問において、「学校教育の場合は男女平等である」と回答した人の割合	52.9%	↑

(4) 地域・家庭における固定的性別役割の解消促進

男性の家事・育児等への参画意識やスキル向上に向けた取り組みを進めます。また、地域活動や防災分野への女性の参画をより一層推進し、多様な視点や価値観が入った活動を推進します。

No.	主な取組	内容
7	男性の家事・育児への主体的な参画の推進	男性が家事や子育てのスキルを身につけることにより、家庭での役割分担や関わり方の見直しのきっかけを作ることを目的に、男性応援講座、男女共同参画セミナー等様々な講座を開催します。
8	ジェンダーの視点を加えた防災・災害対応への取組促進	災害時の避難所運営や応急復旧活動等、あらゆる防災・災害の場面にジェンダーの視点が反映されるよう、地域の防災セミナーや防災訓練等の機会をとらえて啓発を行います。また自主防災会の組織体制及び防災活動への女性の参画を促進します。
9	地域会議等における女性委員の登用促進	地域住民の多様な意見を取り入れるため、地域会議委員等の選任に当たって年齢、性別、職業など様々な立場の委員を積極的に登用するよう働きかけます。

(5) こども・若者への教育・啓発

本市の将来を担うこどもや若者、それに関わる大人への男女共同参画の意識を高めるために、学習や啓発の機会を提供します。

No.	主な取組	内容
10	小・中学生への意識啓発	小・中学生が男女共同参画の視点に立ったキャリアプランを形成できるよう、職場や仕事の体験プログラムや、出前講座などを実施します。
11	こども・若者に関わる大人への啓発	保育や学校教育に携わる職員、こどもや若者に関わる大人に対し、男女共同参画を正しく理解し、ジェンダー平等の視点を持って接することができるように働きかけます。

取組方針3

誰もが安心して暮らせる環境づくり

ドメスティックバイオレンス（DV）、貧困、性犯罪など様々な困難を抱える人や性的少数者など、すべての人々がその人権が尊重され、安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

評価指標及びめざす方向

評価指標	現状値 (令和5年度)	めざす方向
市民意識調査のDVについての問において相談できる窓口があることを「知っている」と回答した人の割合	36.0%	↑
市民意識調査のDVについての問において、配偶者（事実婚や別居中を含む）や恋人からの暴力を経験したことがないと回答した人の割合	77.2%	↑
市民意識調査の性的少数者（LGBTQ）に関する問において、性的少数者の方々にとって偏見や差別等により生活しづらい社会だと「思わない」と回答した人の割合	4.9%	↑
市民意識調査の性的少数者（LGBTQ）についての問において、LGBTQについて言葉も内容も知っていると回答した人の割合	48.7%	↑

（6）あらゆる暴力の防止

配偶者等からの暴力の防止、被害者からの相談、保護、自立に至るまでの支援を充実するため、関係機関との連携を強化します。また、DV被害者救済の機会となる相談窓口の利用を促進するとともに、相談方法の拡充やDV防止に関する啓発に取り組みます。

No.	主な取組	内容
12	DV防止のための情報提供・啓発の実施、相談窓口の周知、相談方法の拡充	DV相談窓口やDV防止に関する情報を市内公共施設、病院、事業所、自治区等へ配布し、DV防止に向けた周知・啓発を図ります。
13	関係機関との連携による切れ目のない支援の実施	被害者が安心して情報提供や支援が受けられるよう、各種相談窓口と関係機関との連携を図ります。

(7) 人権と多様な性への理解促進

人権や性に対する正しい理解が深まるよう、意識啓発を図ります。また、多様な性のあり方への理解を広め、一人ひとりが自分らしく暮らせる環境づくりを推進します。

No.	主な取組	内容
14	市民活動団体と連携した理解促進事業の実施	LGBTQ+（性的少数者）に対する理解を広めるため、市民活動団体等と連携した幅広い啓発活動を実施します。
15	多様な性に対する理解促進事業の実施	人権や多様な性に対する正しい理解が深まるよう、児童・生徒や保護者、教職員、地域住民等を対象に啓発活動や講座等を実施します。

(8) 困難な問題を抱える女性への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて包括的な支援を実施できるよう、関係機関と連携を図ります。

No.	主な取組	内容
16	支援調整会議等の実施	困難な問題を抱える女性を早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、関係課や関係機関と連携し、包括的・継続的に支援できる体制をつくります。
17	女性応援講座の実施	悩みを抱える女性が安心して相談できるよう、相談窓口に関する情報を周知します。また、女性のエンパワーメントを図る講座や女性の様々な課題に関する講座を実施します。

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

男女共同参画に関連する施策は多方面にまたがるため、行政内の関係する部署や企業関係者、教育関係者、市民等と連携を密にすることが重要です。男女共同参画に関する施策を着実に推進し、本プランを実効性のあるものとしていくために、市役所内の男女共同参画の推進組織となる「豊田市男女共同参画推進会議」を中心に、連携を図りながら適正な進行管理を行います。

① 市民参画

男女共同参画に関する市民意識調査を定期的実施し、市民の意識と実態の把握に努め、本市の男女共同参画の現状を把握するとともに公表します。

市民や関係団体等が、家庭、地域、学校及び職場などのあらゆる場において男女共同参画社会の実現に向けた行動をとることができるよう、広報掲載、情報誌の発行、講座の開催等による啓発を推進します。

② 豊田市男女共同参画推進懇話会

市民や有識者で構成する「豊田市男女共同参画推進懇話会」を定期的開催し、市民の意見を男女共同参画施策に反映させます。年度ごとに実施する施策に対する事業、数値目標等の進捗管理については、その結果を「豊田市男女共同参画推進懇話会」に示すことで市民視点からの評価を行い、その結果を受けて、施策や事業の改善につなげます。

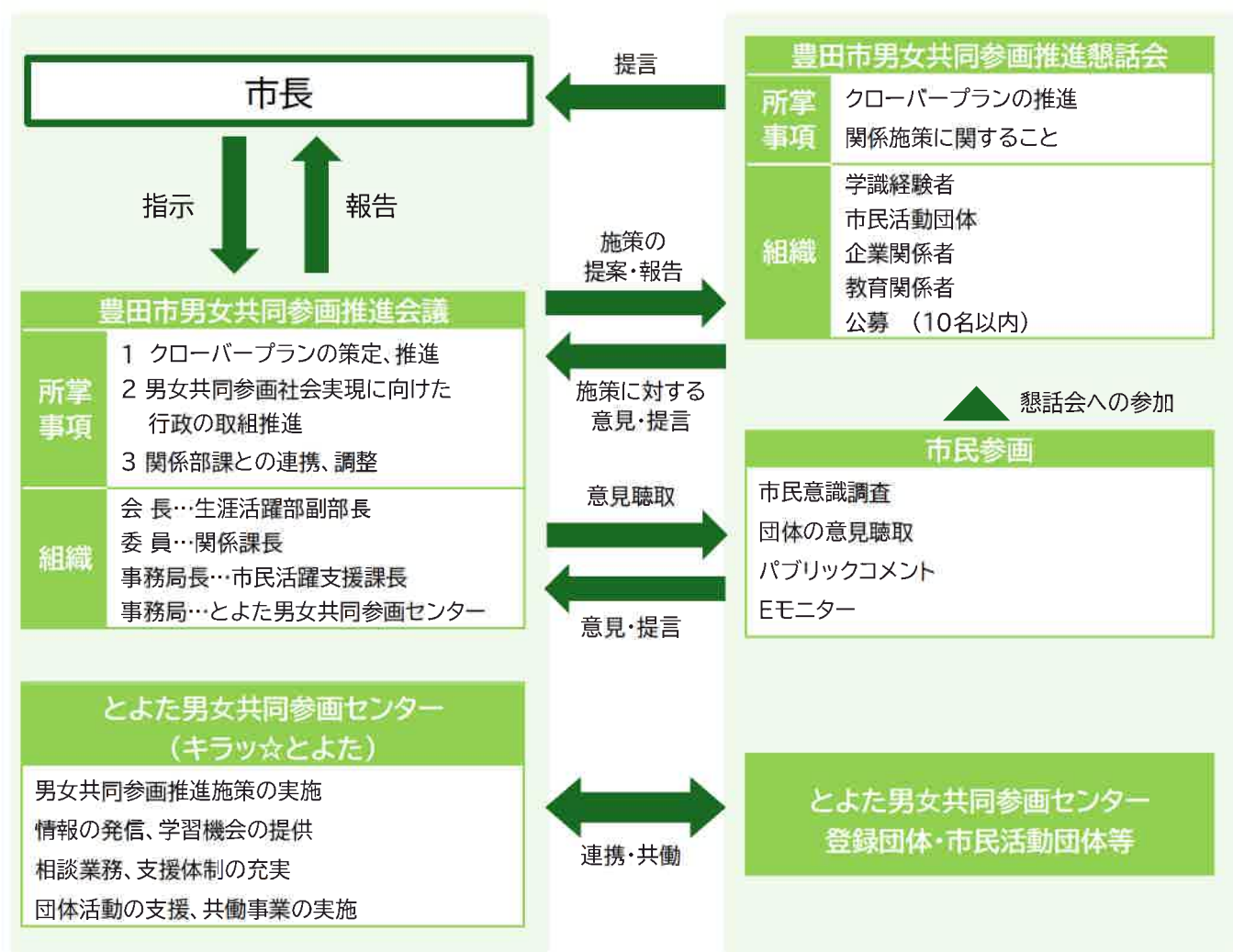
③ 豊田市男女共同参画推進会議

市役所内の関係する部署で構成する「豊田市男女共同参画推進会議」の開催等により、男女共同参画施策を横断的に取り組みます。さらにその実効性を高めるため、事務局である男女共同参画センターと関係各課との連携を強化するとともに、進捗管理に対する共通認識を図り、本プランを総合的に推進します。

④ 国・県と連携

男女共同参画推進に関する国・県との方向性の整合を図りながら、本プランの施策・事業を推進します。

2 計画の推進体制図

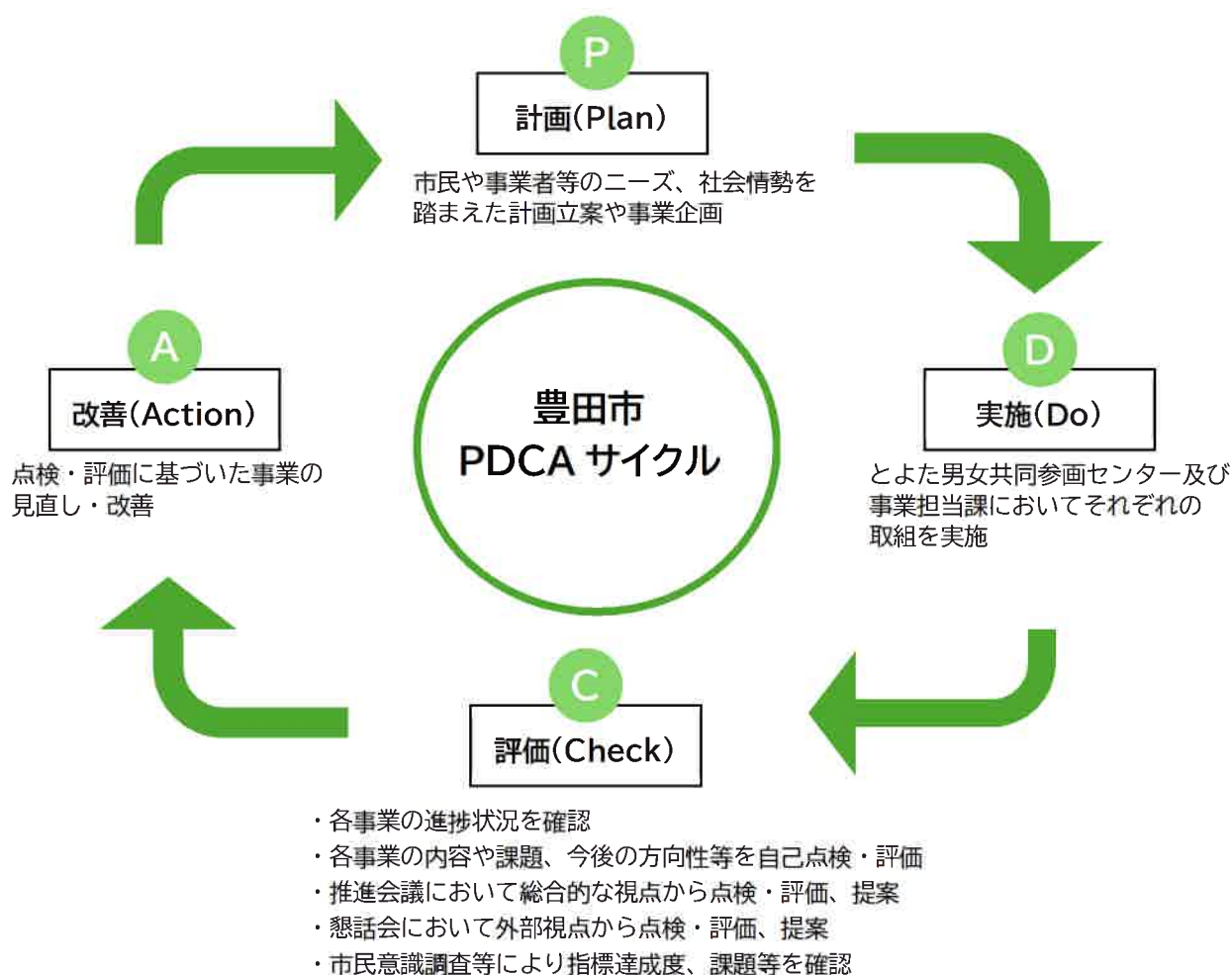


3 指標の設定による進捗管理

本プランの事業を効率的かつ効果的に実施していくため、PDCAサイクルに基づき、評価と改善を継続して実施していきます。

本プランに基づく様々な取組については、関係各課において施策、事業に対する年度ごとの数値目標等を策定し、それぞれの取組を実施します。年度ごとに事業の達成状況等を把握するとともに事業の課題及び方向性の見直しをします。

また、本プランの総合評価については、計画終了年度の前年度に市民意識調査を実施し、男女共同参画に関する意識の変化や実態の把握、実施事業の結果及び豊田市男女共同参画推進懇話会等からの意見を踏まえ、本プランの基本目標の達成状況により評価します。



(仮称)クローバープランV(第5次とよた男女共同参画プラン)(素案)